

常総市における秩序ある多文化共生の実現に向けた情報発信体制の整備 及び強化事業業務委託 仕様書

1 趣旨

本仕様書は、常総市と受託事業者が締結する「常総市における秩序ある多文化共生の実現に向けた情報発信体制の整備及び強化事業業務委託」の契約に関し、受託業者が従事する業務の内容その他の必要な事項を定めるものである。

なお、本仕様書に明記されていない事項であっても、本事業の目的を達成するために効果的な取組と認められるものは、提案上限額の範囲内で追加提案することも可能とする。

2 目的

当市では、約7,300人におよぶ外国人が居住し、人口比率は約12%となっており、その割合は年々増加している。

そのような中、言葉や生活習慣および文化の違いにより、日本で生活する上でのルールやマナーが守られないことや地域住民とのコミュニケーション不足、行政制度の理解不足等の様々な課題が生じている。

これらの課題を解決するため、チラシや市ホームページ、SNS等を通じてポルトガル語、英語及びやさしい日本語で情報を発信し周知に努めているが、多くの外国人住民に行き届いていないのが現状である。

これらを踏まえて、この事業は、外国人コミュニティの中心的な存在としてリーダー的役割を果たす外国人キーパーソンを発掘し、災害時の緊急情報や生活する上でのルールなど市から提供される情報を外国人コミュニティへ効果的に伝える体制の構築及び、多文化共生推進員（多文化共生の推進を広く普及させるボランティア）と外国人キーパーソンが連携・協力し、喫緊の課題解決に繋がる新たな多文化共生モデルとなる仕組みづくりを目的とするものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

4 業務内容

(1) 新たな多文化共生モデルとなり得る仕組みを企画し着手

- ① 「情報」の収集と発信の強化
 - ア 情報の整理・取捨選択・設定
 - イ 情報の集積・発信媒体の充実
- ② 「外国人キーパーソン」の始動

- ア 適切なキーパーソンの発掘
- イ キーパーソン育成の支援
- ③ 共生とそのための活動を推進する「拠点」機能の設定・整備等
 - ア 適切な拠点の発掘・設定
 - イ 拠点機能の充実及び共生の見える化（デジタルマップの作成・活用等）
- ④ ①～③の取組実績の整理，取りまとめ，施策推進方針の策定に向けた提案
- ⑤ その他，事業目的を達成するために必要な取組

(2) 取組を進めるために必要な具体的な活動

- ① 地域住民，多文化共生推進員，庁内関係各課の意見集約の場の企画・運営
- ② 総務省提出のための報告書

ア 月次報告 前月分を翌月2日の18:00まで（休日の場合は次の平日）

イ 中間報告

ウ 成果報告

- ③ その他，必要な活動

なお，業務実施にあたっては，発注者及び受託者双方で協議・調整を行いながら進めること。さらに，プロポーザルにおいて本仕様書に記載のない企画提案があった場合は，その内容は業務の仕様を含めることとし，詳細については市と受託者双方で協議の上，決定することとする。

5 協議・打合せ

本業務を円滑に実施するため，受託者は市と必要に応じて協議・打合を綿密に行うものとする。

6 資料の貸与

市が保有する資料（データを含む）で，業務に必要なものは，受託者に貸与する。貸与された資料については，本業務の完了後速やかに返却すること。

その他本業務の遂行において必要な資料については，受託者の責任と負担において収集すること。

7 法令遵守

本業務の実施にあたっては，本仕様書，企画提案書，その他関連法令及び通達等を遵守すること。

8 機密保護・個人情報

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については，契約期間の終了または解除後も同様とする。また，成果品（本業務の過程で得られた記録等を含む）を本市の許可なく第三者に閲覧，複写，貸与してはならない。

い。

- (2) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分に認識し、個人の権利・利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

9 その他

業務委託内容及びスケジュールは仕様書に基づくものとし、仕様が変更になった場合及び仕様書に記載されていない事項が発生したときは、双方協議の上、決定するものとする。